

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和六年十一月二十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年十一月二十二日

埼玉県秩父県土整備事務所長 辻

幸二

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 百四十号
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>秩父郡長瀬町大字中野上字竹ノ内三八 六番一―地先から同郡同町大字中野上 字竹ノ内三八六番一―四地先まで</p>	<p>秩父郡長瀬町大字中野上字竹ノ内三八 六番一―地先から同郡同町大字中野上 字竹ノ内三八六番一―三―地先まで</p>	<p>区 間</p>
<p>一六・一五〇一六・二〇</p>	<p>一二・〇五〇一二・二〇</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>一三・五〇</p>		<p>延長 (メートル)</p>
		<p>備 考</p>